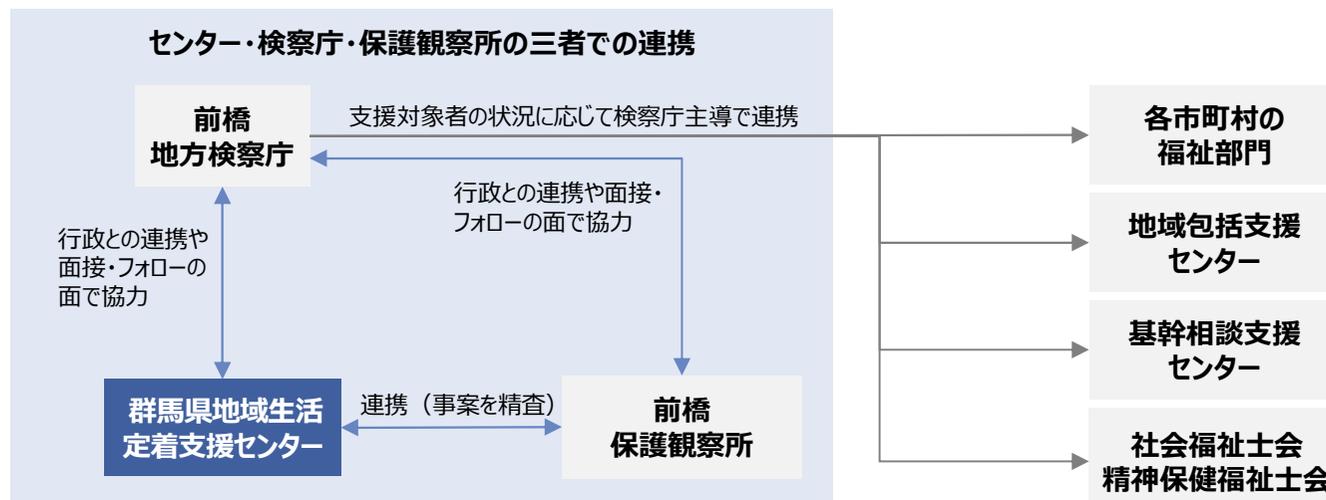


群馬県地域生活定着支援センターの事例

連携の概要

- | きっかけ | 体制構築のポイント | 効果 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 従前から、検察庁が直接センターに対して相談する体制であった。検察庁から受けた相談について、センターが行政機関等へ連絡・調整を行ってきたため、センターの負担が大きいだけでなく、行政等が各事案を中心に扱うのは検察庁ではなくセンターであるという誤解を生じさせてしまった。 | <ul style="list-style-type: none"> 保護観察所を含めた三者連携：ケースごとの支援方針を三者で共有したうえで、検察庁社会復帰担当が行政の障害福祉課や地域包括支援センターへ連絡・調整等の業務を行なう仕組みを構築した。 検察庁との勉強会の開催：福祉につなげる必要がある対象者像を共有した。 | <ul style="list-style-type: none"> 検察庁からセンターへの相談件数が増加した。一方、検察庁が主導して行政との連携や支援対象者との面接・支援会議を行なうため、センターにとっては関係者との連絡や日程調整等の負担が軽減された。 地域の関係機関とセンターが互いに相談し合うことで、関係機関にとってセンターは身近な存在となった。 |

体制図



群馬県の基本情報 (令和7年1月時点)

市町村数	35 12市、15町、8村
人口	192万人

センターの基本情報 (令和7年1月時点)

職員数	6名
設立年	平成22年
運営主体の法人格	社会福祉法人